

緊急事態宣言再発令により影響を受ける

中堅・中小事業者に対する一時支援金の支給について

【対象】

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

【要件】

緊急事態宣言の再発令に伴い、

①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること（農業者・漁業者、飲食品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定）

または

②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと（旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定）

により、本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比（または、対前々年比）▲50%以上減少していること

【支給額】

法人：60万円以内 個人事業者等：30万円以内

○算出方法

前年（または、前々年）1月から3月の事業収入

—

前年（または、前々年）同月比▲50%以上の月の事業収入×3

【申請方法（調整中）】

前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言により、どのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存が義務付けられる予定です

【申請受付】

3月上旬より、電子申請による受付開始を予定。詳しくは、今後、経済産業省が発表する情報をご覧ください

問合せ 商工観光課 商工労政グループ ☎21-2125



しりべし『まち・ひと・しごと』マッチングプラン

後志総合振興局では余市町ほか関係機関との連携のもと、後志で働きたい人と企業を繋ぐ無料職業紹介サービス「しりべし『まち・ひと・しごと』マッチングプラン」を運営しています。求人をご検討されている事業者さま、後志管内でお仕事をお探しの方はお問合せください。

問合せ 後志総合振興局 商工労働観光課 商工労働係

しりべし『まち・ひと・しごと』マッチングプラン無料職業紹介所 ☎0136-23-1362